

# 仕 様 書

- 1 役務件名  
第一種圧力容器整備役務
- 2 役務対象  
札幌市南区真駒内17番地 真駒内駐屯地 #701病院棟 #702庁舎 #703隊舎
- 3 役務概要  
第一種圧力容器整備 8基
- 4 一般共通事項
  - (1) 総 則  
本役務は、本仕様書及び関連規則に基づき実施する。
  - (2) 現場代理人  
本役務実施に当たり、請負者は役務の責任者を常駐させ、役務に必要な書類等の手続き、行為を行うものとし、作業員に規則遵守等の徹底を図る。
  - (3) 現場管理  
本役務実施に当たり、現場、役務車両の通行等の安全対策に努め、請負者の責任においてゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努める。
  - (4) 質 疑  
本役務実施に際し、本仕様書の内容に相違がある場合又は明示のない場合で疑義を生じた場合は、全て監督官と協議する。
  - (5) 軽微な変更  
監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載し、完成書類と共に提出する。
  - (6) 実施日時  
細部実施日時については、監督官と別途調整により決定する。
  - (7) 役務写真  
役務写真は、着手前・主要な作業中・完了後、その他官側の指示する箇所を撮影するものとし、A4-S版に整理し提出する。
  - (8) 廃棄物処理  
本役務で発生した廃棄物は、関係法令等に基づき処分する。
  - (9) 完了検査  
本役務の終了に際し、監督官が指定する完了書類を提出し、検査官の検査を受ける。

件 名	第一種圧力容器整備役務			仕様書番号	12
種 別	仕様書			頁番号	1/2
総務部長	管理課長	営繕班長	ボイラー係長		設計者
自衛隊札幌病院総務部管理課			令和6年 4月 4日		

5 特記事項

(1) 目的

本役務は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に規定する性能検査を受検するため、整備を実施する。

(2) 専任作業員

本役務を実施するに当たり、専任作業員はボイラー整備士の有資格者とする。

(3) 対象機器

本役務の対象機器は以下のとおりとする。

名 称	内容積(m <sup>3</sup> )	形状寸法	最高使用圧力	伝熱面積(m <sup>2</sup> )	数 量	検査日	
第一種 圧力容器	熱交換器	1次側0.290	φ 498*1427	0.50Mpa	12.53	1	7/5
	多管式円筒型横置	2次側0.098				1	9/19
	間接蒸気発生器	1次側0.115	φ 1302*1440	0.98Mpa	13.3	1	7/5
	多管式円筒型縦置	2次側2.353					
	ストレージタンク 多管式円筒型縦置	1次側0.060	φ 1200*2540	0.49Mpa	5.75	1	7/5
		2次側3.267					1
		1次側0.023	φ 1000*1840	0.49Mpa	1.39	1	7/5
		2次側1.674					1
		1次側0.008	φ 750*1140	0.49Mpa	0.4	1	7/5
		2次側0.612					

(4) 部品交換等

ア 整備のために取り外した配管に付帯するパッキンはテフロン製のものを使用し、全て新品に交換する。

イ 熱交換器シェル側胴内にボイラーペイントを塗る。

ウ その他、軽微な部品交換は請負業者負担とする。

(5) 性能検査

ア 第一種圧力容器は、性能検査に合わせて分解整備を実施し、検査後に復旧する。

イ 請負業者は、官側が受検する性能検査に立会する。

件 名	第一種圧力容器整備役務	仕様書番号	12
種 別	仕様書	頁番号	2 / 2
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和6年 4月 4日	